

令和 7年度

## 償却資産（固定資産税）申告の手引き

市税につきまして、日頃より格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は土地や家屋のほか、償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在所有している償却資産について申告（地方税法第383条）していただくことになります。

つきましては、申告書等を同封いたしますので、この手引きをご参照いただき申告書等を作成のうえ、ご提出くださいますようお願いいたします。

### 提出期限

令和 7 年 1 月 31 日（金）

### 申告書の提出先・お問合せ先

石垣市 総務部 税務課 資産税係

住所 〒907-8501 沖縄県石垣市字真栄里672番地

電話 0980-82-9911（代表）

0980-87-9043（直通）

FAX 0980-82-9932

### お願い

○申告書を郵送される方で、控の返送をご希望の場合は、必ず返信用封筒（切手貼付、あて先記入）を同封してください。

○電算処理で作成する場合は、種類別明細書（増加資産・全資産用）、（減少資産用）も提出してください。

沖縄県 石垣市

## 《 目 次 》

I 償却資産の申告について	2
1 申告しなければならない方	2
2 申告期間	2
3 提出する書類	2
4 リース資産について	3
5 その他	3
II 償却資産とは	4
1 償却資産とは	4
2 償却資産の種類	4
3 申告の対象となる資産、対象とならない資産	4
4 建築設備における家屋と償却資産の区分	5
5 国税との主な違い	6
III 税額の算出方法等について	7
1 評価額の算出方法	7
2 税率、税額、免税点について	7
3 申告から課税までのながれ	7
◆減価残存率表	8
IV 償却資産申告書の書き方	9
1 償却資産申告書の記載要領	9
2 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載要領	10
3 種類別明細書（減少資産用）の記載要領	11
償却資産申告書等様式	11ページ以降
償却資産申告書	
種類別明細書（増加資産・全資産用）	
種類別明細書（減少資産用）	

必要に応じて複写または切り離してご利用ください。

# I 償却資産の申告について

## 1 申告しなければならない方

令和7年1月1日現在、本市において事業を営んでいる個人または法人の方で、償却資産を所有されている方は申告する必要があります。（リース資産等を設置している場合も含まれます。）

## 2 申告期間

令和7年1月1日現在所有している償却資産について、令和7年1月31日までに申告書をご提出ください。なお、修正申告等については随時受付しております。

## 3 提出する書類

(1) 初めて申告する方：全資産を申告してください。

昨年中に新たに石垣市で事業を始められた方、または今回初めて償却資産の申告をする方です。（リース資産を設置した場合も含まれます。）

(2) 前年度までに申告されている方：増加、減少した資産を申告してください。

令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に増加及び減少した資産について申告してください。なお、令和6年1月1日以前の増加及び減少資産であっても未申告のものについては申告してください。

また、資産に増減がない場合、廃業、転出等などで事業を行っていない場合は申告書にその旨を記載し提出してください。

### 提出書類一覧表

申告していただく方	令和7年1月1日現在の状況	提出書類			申告していただく資産
		下記①	下記②	下記③	
今回初めて申告する方	資産所有	◎	◎ (全資産)		令和7年1月1日現在において所有されている全ての資産
	資産なし	◎ ※1			
前年度までに申告されている方	資産が増加した	◎	◎ (増加資産)		令和6年1月2日～令和7年1月1日までの間に、増加又は減少した資産
	資産が減少した	◎		◎	
	資産の増加、減少あり	◎	◎ (増加資産)	◎	
	資産の増加、減少なし	◎			
上記の方で電算処理により申告される方	廃業、解散、転出等	◎ ※2			令和7年1月1日現在において所有されている全ての資産
		◎	◎ (全資産)	◎	

◆提出書類 ①償却資産申告書 ②種類別明細書（増加資産、全資産用）

③種類別明細書（減少資産用）

※1 備考欄に「該当なし」とご記入ください。 ※2 備考欄にその旨ご記入ください。

### (3) 提出書類の作成について

#### ア) 手書きで作成 (住所、氏名等が印字された様式を用いて申告する場合)

##### ①償却資産申告書

前年中に減少したもの、前年中に取得したもの、計、金額等、必要事項をご記入ください。※評価額、決定価格、課税標準額は記入しないでください。

##### ②種類別明細書 (増加資産・全資産用)

増加資産がある場合は、その資産の名称等必要事項を同封の種類別明細書 (増加資産・全資産用) に書き加えてください。評価額、課税標準額は記入しないでください。減少資産がある場合は、その資産の適用欄に朱書で減少とご記入ください。

##### ③種類別明細書 (減少資産用)

減少資産については、種類別明細書 (減少資産用) に必要事項等をご記入ください。

※申告書、明細書作成で空白様式が必要になった場合は、この手引きの11ページ以降にある様式を、複写または切り離してご利用ください。

#### イ) 手書きで作成 (自社作成様式で申告する場合又は、様式等をお持ちでない場合)

自社作成様式で申告する場合は、その様式に従い必要事項をご記入ください。様式をお持ちでない場合は、この手引きの11ページ以降にある空白様式をご利用ください。(※自社作成様式は全国统一様式(第26号様式)に従って作成してください。)なお、評価額、決定価格、課税標準額は記入しないでください。

#### ウ) 電算処理で作成 (自社作成様式で申告する場合)

様式に従い必要事項をご記入ください。

※詳しくは9ページ以降の「IV償却資産申告書の書き方」をご参照ください。

### (4) 以下の場合には、承認通知書や届出書を添付してください。

- ① 耐用年数の短縮を行っている資産がある場合
- ② 非課税資産がある場合
- ③ 課税標準の特例を受ける資産がある場合

## 4 リース資産について

リース資産は、その契約の内容により資産を貸している方が申告する場合と実際に資産を借りて事業を行っている方が申告する場合があります。リース資産の契約形態と申告すべき方の区分は下記のとおりです。

リース契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
通常の賃貸借契約によるリース資産	×	◎
売買にあたるようなリース資産	◎	×

◎：申告要 ×：申告不要

## 5 その他

### (1) 不申告または虚偽の申告をした場合

正当な理由が無く申告をしなかった場合、または申告すべき事項について虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条、第386条及び石垣市税条例による罰則を科せられることがあります。

(2) 実地調査のお願い

申告された後、地方税法408条の規定により、実地調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

## II 償却資産

### 1 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む）をいいます。

### 2 償却資産の種類

下記の表は償却資産の対象となる主な資産の例示です。

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構築物	構築物	構内舗装（駐車場の舗装も含む）、看板（広告塔等）、門、塀、屋外排水溝、貯水池、水槽、庭園、緑化施設等の外構工事等
	建物付属設備	建築設備、内装、内部造作、受・変電設備等 ※詳しくは「4 (3) 家屋と償却資産の区分表」をご参照ください。
2 機械及び装置		工作機械、木工機械、印刷機械、食品製造加工機械、クレーン等建設機械、ブルドーザー・パワーショベル等の土木建設機械、機械式駐車設備、太陽光発電設備、その他各種産業用機械等
3 船舶		貨物船、客船、遊覧船、漁船、釣船、ボート等
4 航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車両及び運搬具		フォークリフト等の大型特殊自動車（車両ナンバーが 0、00～09、000～099、9、90～99、900～999の車両）構内運搬車、貨車、客車等 ※自動車税、軽自動車税が課税されるものは対象となりません。
6 工具、器具及び備品		事務用机、イス、パソコン、プリンター、複写機（コピー機）、電話、ファクシミリ、応接セット、ルームエアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、じゅうたん、カーテン、金庫、医療機器、測定工具、検査工具、取付工具、陳列ケース、厨房用品、カラオケ機器、看板（ネオンサイン）、理容及び美容機器、レジスターパチンコ台、スロットマシン、自動販売機等

### 3 申告の対象となる資産、対象とならない資産

#### (1) 申告の対象となる資産

- ①償却済となった資産（耐用年数が経過した資産）でも、現に事業の用に供している資産
- ②建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ③遊休又は未稼働の資産（一時的に休止しているがいつでも稼働できる状態にある資産）
- ④改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取扱います。）

- ⑤福利厚生のために供するもの（社宅、宿舎、寮等の器具備品、構築物等）
- ⑥使用可能期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの

(2) 申告の対象とならない資産

- ①自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- ②無形減価償却資産（特許権、電話加入権、商標権、ソフトウェア等）
- ③繰延資金（開業費等）
- ④棚卸資産（貯蔵品、商品等）
- ⑤書画、骨とう（ただし、複製品等で装飾的な目的で使用しているものは申告の対象）
- ⑥生物（ただし、観賞用、興行用等に使用する場合は申告の対象）

(3) 少額償却資産、一括償却資産の取扱い

資産の取得価額	経理方式と申告の必要		
	一時損金算入	3年一括償却	個別減価償却
10万円未満または使用可能期間が1年未満の資産(少額資産)	×	×	◎ (個人を除く)
10万円以上20万円未満の資産	/	×	◎
20万円以上の資産	/	/	◎

◎：申告要 ×：申告不要

4 建築設備における家屋と償却資産の区分

家屋には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価します。

(1) 家屋と設備等の所有者が同じ場合 → 家屋の所有者が申告

独立した機器として性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されているもの等については、償却資産として取扱います。詳しくは下記の「(3) 家屋と償却資産の区分表」を参考にしてください。

(2) 家屋と設備等の所有者が異なる場合 → 賃借人（テナント）等が申告

賃借人（テナント）等が施工した内装・造作及び建築設備等については、賃貸借人等の償却資産として取扱います。

(3) 家屋と償却資産の区分表

設備等の種類	設備等の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
内装・造作	床・壁・天井仕上、店舗造作等	賃借人（テナント）等が施工した設備	工事一式
	受・変電設備	設備一式	
電気設備	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備	
	中央監視設備	設備一式	
	電灯照明設備	屋外照明設備	屋内照明設備

次ページにつづく

つづき

設備等の種類	設備等の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
電気設備	電力引込設備	引込工事	左記以外の設備
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
	電話設備	電話機、交換機等の機器	左記以外の設備
	拡声設備	マイクロホン、スピーカー、アンプ等の機器	左記以外の設備
	インターホン設備	インターホン機器	左記以外の設備
給排水設備		屋外設備、引込工事	左記以外の設備
給湯設備		給湯器等の局所式給湯設備(ユニットバス等用を除く)	中央式給湯設備、ユニットバス等用給湯器
ガス設備		屋外設備、引込工事	左記以外の設備
衛生設備			設備一式
空調設備		ルームエアコン等	左記以外の設備
消火設備		消火器、避難器具、ホース等	消火栓設備、スプリンクラー設備等
運搬設備		工場用ベルトコンベア等	エレベーター、エスカレーター等
その他の設備		冷凍倉庫における冷凍設備 LAN設備、広告塔、ネオンサイン、文字看板、簡易間仕切、機械式駐車設備、郵便受、カーテン、ブラインド等	
外構工事		工事一式	

## 5 国税との主な違い

項目	地方税の取扱 (固定資産税(償却資産))	国税の取扱 (法人税・所得税)
償却計算の期間	賦課期日(1月1日)	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法 (固定資産評価基準に定められた減価率を用いる)	建物以外の一般の資産は定率法、定額法の選択制度
前年中の新規取得	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。	認められます。
特別償却・割増償却の制度 (租税特別措置法)	認められません。	認められます。
増加償却の制度 (所得税、法人税)	認められます。	認められます。
評価額の最低限度	取得価額の5/100	備忘価額(1円)
改良費	区分評価	合算評価

### Ⅲ 税額の算出方法等について

#### 1 評価額の算出方法

償却資産の評価は、申告していただいた償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

##### (1) 評価額の算出方法

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
$\begin{aligned} & \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} / 2) \\ & = \text{取得価額} \times A \end{aligned}$	$\begin{aligned} & \text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率}) \\ & = \text{前年度評価額} \times B \end{aligned}$

※A、Bの数値は、8ページ「減価残存率表」のA欄、B欄の減価残存率になります。

##### (2) 評価額の最低限度額

算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

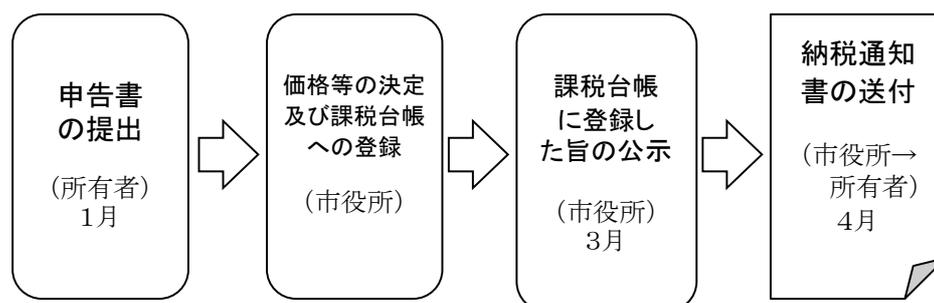
##### (3) 評価額の計算例

取得区分	取得年月	耐用年数	取得価額又は前年度評価	減価残存率	評価額	課税年度
前年中取得	令和6年9月	15年	3,500,000円	0.929	3,251,500円	令和7年度
前年前取得	令和4年4月	6年	450,000円	0.840	378,000円	令和5年度
			378,000円	0.681	257,418円	令和6年度
			257,418円	0.681	175,301円	令和7年度

#### 2 税率、税額、免税点について

税率	1.4%
税額	課税標準額 × 税率 = 固定資産税額（100円未満切捨て）
	同一人が所有する固定資産（土地、家屋、償却資産）の、すべての課税標準額を合算して計算します。
免税点	土地：30万円、家屋：20万円、償却資産：150万円
	同一人が所有する土地、家屋、償却資産の各々の課税標準額の合計金額が上記金額未満のときは課税されません。

#### 3 申告から課税までのながれ



◆減価残存率表

耐用年数	減価残存率		減価率	耐用年数	減価残存率		減価率	耐用年数	減価残存率		減価率
	前年中取得 A	前年前取得 B			前年中取得 A	前年前取得 B			前年中取得 A	前年前取得 B	
1				36	0.969	0.938	0.062	71	0.984	0.968	0.032
2	0.658	0.316	0.684	37	0.970	0.940	0.060	72	0.984	0.968	0.032
3	0.732	0.464	0.536	38	0.970	0.941	0.059	73	0.984	0.969	0.031
4	0.781	0.562	0.438	39	0.971	0.943	0.057	74	0.984	0.969	0.031
5	0.815	0.631	0.369	40	0.972	0.944	0.056	75	0.985	0.970	0.030
6	0.840	0.681	0.319	41	0.972	0.945	0.055	76	0.985	0.970	0.030
7	0.860	0.720	0.280	42	0.973	0.947	0.053	77	0.985	0.970	0.030
8	0.875	0.750	0.250	43	0.974	0.948	0.052	78	0.985	0.971	0.029
9	0.887	0.774	0.226	44	0.974	0.949	0.051	79	0.985	0.971	0.029
10	0.897	0.794	0.206	45	0.975	0.950	0.050	80	0.986	0.972	0.028
11	0.905	0.811	0.189	46	0.975	0.951	0.049	81	0.986	0.972	0.028
12	0.912	0.825	0.175	47	0.976	0.952	0.048	82	0.986	0.972	0.028
13	0.919	0.838	0.162	48	0.976	0.953	0.047	83	0.986	0.973	0.027
14	0.924	0.848	0.152	49	0.977	0.954	0.046	84	0.986	0.973	0.027
15	0.929	0.858	0.142	50	0.977	0.955	0.045	85	0.987	0.974	0.026
16	0.933	0.866	0.134	51	0.978	0.956	0.044	86	0.987	0.974	0.026
17	0.936	0.873	0.127	52	0.978	0.957	0.043	87	0.987	0.974	0.026
18	0.940	0.880	0.120	53	0.978	0.957	0.043	88	0.987	0.974	0.026
19	0.943	0.886	0.114	54	0.979	0.958	0.042	89	0.987	0.974	0.026
20	0.945	0.891	0.109	55	0.979	0.959	0.041	90	0.987	0.975	0.025
21	0.948	0.896	0.104	56	0.980	0.960	0.040	91	0.987	0.975	0.025
22	0.950	0.901	0.099	57	0.980	0.960	0.040	92	0.987	0.975	0.025
23	0.952	0.905	0.095	58	0.980	0.961	0.039	93	0.987	0.975	0.025
24	0.954	0.908	0.092	59	0.981	0.962	0.038	94	0.988	0.976	0.024
25	0.956	0.912	0.088	60	0.981	0.962	0.038	95	0.988	0.976	0.024
26	0.957	0.915	0.085	61	0.981	0.963	0.037	96	0.988	0.976	0.024
27	0.959	0.918	0.082	62	0.982	0.964	0.036	97	0.988	0.977	0.023
28	0.960	0.921	0.079	63	0.982	0.964	0.036	98	0.988	0.977	0.023
29	0.962	0.924	0.076	64	0.982	0.965	0.035	99	0.988	0.977	0.023
30	0.963	0.926	0.074	65	0.982	0.965	0.035	100	0.988	0.977	0.023
31	0.964	0.928	0.072	66	0.983	0.966	0.034				
32	0.965	0.931	0.069	67	0.983	0.966	0.034				
33	0.966	0.933	0.067	68	0.983	0.967	0.033				
34	0.967	0.934	0.066	69	0.983	0.967	0.033				
35	0.968	0.936	0.064	70	0.984	0.968	0.032				

# IV償却資産申告書の書き方

## 1 償却資産申告書の記載要領

◆前年度までの申告内容により、住所、氏名及び取得価額等を印字した申告書を同封します。初めて申告される方へは印字された申告書は同封していません。

- 印字された申告書をご利用になり申告する場合 ⇒ 前年度までの申告内容により、1住所、2氏名、前年前に取得したもの(イ)が印字されています。(ロ)(ハ)(ニ)を記入して申告してください。また、下記記載例を参考に必要事項をご記入ください。
- 上記以外、または電算処理により申告する場合 ⇒ 下記記載例及び種類別明細書の記載例等を参考に作成してください。

- 3個人番号又は法人番号  
◇個人番号又は法人番号を記載してください。
- 4事業種目  
◇2以上の事業を行っている場合は主たる事業を記載します。法人の場合は資本金も記載してください。
- 5事業開始年月  
◇事業を開始した年月を記載してください。
- 6この申告に应答する者の係及び氏名  
◇この申告書を作成した方又はこの申告書の内容について应答できる方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。
- 7税理士等の名前  
◇経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

1住所、2氏名  
◇印字された住所、氏名に誤りがある場合は正しい住所、氏名を記載してください。  
◇押印してください。法人の場合は代表者名を記載し社印及び代表者印を押印してください。

前年前に取得したもの(イ)  
◇前年度までに申告される方のみ令和2年1月1日現在の取得価額が印字されています。

前年中に減少したもの(ロ)  
◇前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください

前年中に取得したもの(ハ)  
◇前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください

計(イ)-(ロ)+(ハ)(ニ)  
◇(イ)-(ロ)+(ハ)によって算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

**令和 年度 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)**

令和 年 月 日  
石 垣 市 長 殿

記載例

1住所 (ふりがな) 〒 907-8501 石垣市美崎町14番地	3個人番号又は法人番号 1234567890123	8短縮耐用年数の承認 有・ <input checked="" type="radio"/>
(又は納税通知書送達先) 電話 0980-87-9043	4事業種目 (資本等の金額) 食品製造業 ( 50 百万円)	9増加償却の届出 有・ <input checked="" type="radio"/>
2氏名 (ふりがな) 石垣島食品製造株式会社 代表取締役 石垣島太郎 印	5事業開始年月日 平成 10 年 4 月	10非課税該当資産 有・ <input checked="" type="radio"/>
法人にあってはその名称及び代表者の氏名 (屋号)	6この申告に应答する者の係及び氏名 経理課 石垣 島二郎 ( 電話 0980-87-9043 )	11課税標準の特例 有・ <input checked="" type="radio"/>
	7税理士等の氏名 ( 電話 )	12特別償却又は圧縮記帳 有・ <input checked="" type="radio"/>
		13税務会計上の償却方法 定率法・定額法 <input checked="" type="radio"/>
		14青色申告 <input checked="" type="radio"/>

資産の種類	前年前に取得したもの(イ)				前年中に減少したもの(ロ)				前年中に取得したもの(ハ)				計 (イ)-(ロ)+(ハ)(ニ)			
	十	百	千	円	十	百	千	円	十	百	千	円	十	百	千	円
1 構 築 物																
2 機 械 及 び 装 置	134	597	000		24	630	000		58	193	000		168	160	000	
3 船 空 機	25	782	000						2	384	000		28	166	000	
4 航 空 機																
5 車 両 及 び 運 搬 具	5	319	000		1	275	000		1	867	000		5	911	000	
6 工 具 及 び 備 品	3	246	000			869	000		1	530	000		3	907	000	
7 合 計	168	944	000		26	774	000		63	974	000		206	144	000	

15市内における事業所等資産の所在地  
(1) 石垣市美崎町14番地  
(2) 石垣市新川12750番地  
(3)

16借用資産  
貸主の名称等  
第一東京総合リース株式会社  
東京都千代田区中央1-1-1 TEL.03-1234-0000  
(有・無)

17事業所用家屋の所有区分  
自己所有・借家

18備考(添付書類等)

評価額(ホ)、決定価格(ヘ)、課税標準額(ト)  
◇電算処理により申告される場合は記載してください。  
◇手書き等により申告される場合は記載しないでください。

- 15市内における事業所等資産の所在地 ◇本市内における事業所、事務所、支店、営業所等の所在地を記載してください。
- 16借用資産 ◇借用(リース)資産の有無を○で囲んでください。また、借用(リース)資産がある場合は、リース会社等の住所、氏名、電話番号を記載してください。
- 17事業所用家屋の所有区分 ◇該当する所有区分を○で囲んでください。

- 8短縮耐用年数の承認  
9増加償却の届出  
10非課税該当資産  
11課税標準の特例  
12特別償却又は圧縮記帳  
13税務会計上の償却方法  
14青色申告  
◇各項目の有無等を○で囲んでください。

- 18備考(添付書類等)  
◇①～④の該当する番号に○印をつけてください。  
◇課税標準の特例適用資産又は非課税資産を所有している場合には、添付する関係書類の名称を記載してください。

## 2種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載要領

◆前年度までの申告内容により、資産の名称等を印字した明細書を同封します。  
初めて申告される方へは印字された明細書は同封していません。

印字された明細書をご利用になり申告する場合 ⇒ 前年度までの申告内容により、資産の名称等が印字されています。増加資産がある場合は、下記記載例を参考に必要事項を書き加えてください。減少資産がある場合は、適用欄に朱書で減少と記載してください。また、減少資産については種類別明細書（減少資産用）も作成してください。

**資産の種類**  
◇資産の種類に対応する1～6の数字を記載してください。  
1 構築物、  
2 機械及び装置、  
3 船舶、  
4 航空機、  
5 車両及び運搬具、  
6 工具、器具及び備品

**資産コード**  
◇電算処理等により資産コードを管理されていない場合は記載しないでください。

**資産の名称等**  
◇該当資産の名称、規格等を記載してください。  
①資産の種類順に記載してください。  
②漢字、ひらがな、カタカナ、数字、アルファベットを使用して、左詰めで記載してください。

**数量**  
◇数量は数字のみを記載してください。

**取得年月**  
◇資産を取得した年月を記載してください。年号は対応する下記の数字を記載してください。  
1 明治、2 大正、  
3 昭和、4 平成、5 令和

**令和 年度 種類別明細書（増加資産・全資産用）**

所有者	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額 (イ)	耐用年数	減価残存率 (ロ)	評価額 (ハ)	課税標準額の特例		増加事由	摘要
					年号	年	月					率	コード		
	01														
	02														
	03														
	04														
	05														
	06														
	07														
	08														
	09														
	10														
	11														
	12														
	13														
	14														
	15														
	16														
	17														
	18														
	19														
	20														
合計															



◆2ページの「提出書類一覧表」の説明も参考にしてください。

◆手書きの場合（電算処理でない場合は、評価額、課税標準額は記載しないでください。

**課税標準額**  
◇電算処理により申告される場合は記載してください。  
◇手書き等により申告される場合は記載しないでください。

**評価額**  
◇7ページの「評価額の算出方法」の算式により計算してください。  
◇電算処理により申告される場合は記載してください。  
◇手書き等により申告される場合は記載しないでください。

**課税標準の特例** ◇特例率を記載し、適用欄に適用条項を記載してください。

**適用**  
◇課税標準の特例適用資産については、その適用条項を記載してください。  
◇割賦販売等により売主が所有権を留保している資産については売主の氏名、名称を記載してください。  
◇耐用年数の変更があった資産についてはその旨表示してください。  
◇その他当該資産の価格決定にあたって必要な事項を記載してください。

**取得価額**  
◇当該資産の取得価額を記載してください。  
取得価額は償却資産を取得するために通常支出すべき金額（引当運賃、荷役費、据付費等の付帯費用を含む）をいいます。

**耐用年数**  
◇償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、第2及び第5から第8までに掲げる耐用年数を記載してください。  
◇耐用年数の変更があった資産については、変更後の耐用年数を記載してください。

**減価残存率**  
◇8ページの「減価残存率表」により耐用年数に応じる減価残存率を記載してください。

**増加事由**  
◇該当する番号を○で囲んでください。  
1 新品取得、  
2 中古品取得、  
3 移動による受入れ、  
4 その他

### 3種類別明細書（減少資産用）の記載要領

◆印字された下記様式の同封はありません。減少資産がある場合に下記記載例を参考に作成してください。  
様式はこの手引きの11ページ以降にあるblank様式をご利用ください。



#### 令和 年度 種類別明細書 （減少資産用）

所有者コード		所有者名										枚のうち	
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分		摘 要
					年 号	年	月				1 売 却、 3 移 動	2 滅 失、 4 其 他	
					十 萬 千 円		1 全 部 2 一 部						
01											1・2・3・4	1・2	
02											1・2・3・4	1・2	
03											1・2・3・4	1・2	
04											1・2・3・4	1・2	
05											1・2・3・4	1・2	
06											1・2		
07											1・2		
08											1・2		
09											1・2		
10											1・2・3・4	1・2	
11											1・2・3・4	1・2	
12											1・2・3・4	1・2	
13											1・2・3・4	1・2	
14											1・2・3・4	1・2	
15											1・2・3・4	1・2	
16											1・2・3・4	1・2	
17											1・2・3・4	1・2	
18											1・2・3・4	1・2	
19											1・2・3・4	1・2	
20											1・2・3・4	1・2	
合 計											1・2・3・4	1・2	

**資産の種類**  
◇減少した資産の種類を10ページの資産の種類の説明と同様に記載してください。

**資産コード**  
◇減少した資産のコードを記載してください。

**資産の名称等**  
◇減少した資産の名称等を記載してください。

**数量**  
◇減少した資産の数量を記載してください。

**取得価額**  
◇減少した資産の取得価額を記載してください。  
◇資産の一部が減少した場合は、減少した部分に対応する取得価額を記載してください。

**減少の事由及び区分**  
◇該当する減少事由の番号を○で囲んでください  
1 売却、 2 滅失、  
3 移動、 4 その他  
◇該当する区分の番号を○で囲んでください。  
1 全部、 2 一部

**取得年月**  
◇減少した資産の取得年月を記載してください。

**耐用年数**  
◇減少した資産の耐用年数を記載してください。

**申告年度**  
◇減少した資産について最初に申告した年度を記載してください。

**適用**  
◇減少した事由について詳細を下記のとおり記載してください。  
1 売却の場合⇒売却先  
2 滅失の場合⇒滅失年月等  
3 移動の場合⇒移動先  
4 その他の場合⇒その具体的理由

◆2ページの「提出書類一覧表」の説明も参考にしてください。





## 令和 7 年度 種類別明細書 (減少資産用)

所有者コード		所有者名										枚のうち				
												枚 目				
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額				耐 用 年 数	申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分		摘 要
					年 号	年	月	十 億	百 万	千	円			1 売却、2 滅失 3 移動、4 その他	1 全部 2 一部	
01													1・2・3・4	1・2		
02													1・2・3・4	1・2		
03													1・2・3・4	1・2		
04													1・2・3・4	1・2		
05													1・2・3・4	1・2		
06													1・2・3・4	1・2		
07													1・2・3・4	1・2		
08													1・2・3・4	1・2		
09													1・2・3・4	1・2		
10													1・2・3・4	1・2		
11													1・2・3・4	1・2		
12													1・2・3・4	1・2		
13													1・2・3・4	1・2		
14													1・2・3・4	1・2		
15													1・2・3・4	1・2		
16													1・2・3・4	1・2		
17													1・2・3・4	1・2		
18													1・2・3・4	1・2		
19													1・2・3・4	1・2		
20													1・2・3・4	1・2		
合 計																